HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	いわゆる糞尿問題の顚末(1):近代日本肥料問題の一断面
Author(s)	田中, 愼一
Citation	經濟學研究, 34(4), 54-69
Issue Date	1985-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31669
Type	departmental bulletin paper
File Information	34(4)_P54-69.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

経済学研究 34-4
北海道大学 1985. 3

いわゆる糞尿問題の顚末 (1)

—— 近代日本肥料問題の一断面 ——

田 中 愼 一

Diahrea 〔diarrhea〕 of words and constipation of ideas. (Uchimura Kanzo, *Literary Notes*, Sapporo, 1882)

「そこでこの本をお開け下さると,『サーター・レザータス』の第二の標題となつて居る *Life and Opinions of Herr Teufelsdröckh*, これはドイツ語ではトイフェルスドレックと読むが, つまり『鬼の糞 (Devil's-dung) 先生の opinions』として書かれたものである。」「カーライルがトイフェルスドレックの原稿についていふには, 鬼糞先生の書いたものの中には時々 human life に関する philosophical reflections が這入つてゐる。Clothes の the first purpose は warmth や decency のためでなく, 寧ろ ornament (装飾) のためである。」(新渡戸稲造「衣服哲学講義」1918年)

はじめに

岡山県では明治30年代(1900年代)に岡山市を中心として, いわゆる糞尿問題なるものが2度にわたって起った。いわゆる糞尿問題が何であるのかは以下の行論で明らかにしていくが, 私見によれば, この問題はその本質からして, ひとり岡山県だけでなく, 全国各地到る所で起ったはずの一般的現象であったと推測される。が, さしあたり筆者の手元にある限定された資料に基づき, とりあえず岡山県の個別具体的現象に即してこの問題の事実経過[1]を追跡し, もって, 特殊岡山的現象把握に止まることなく更なる一般的現象把握の一助とすることにしたい。そこからは近代日本肥料史における社会経済的矛盾の一縮図が現われてくるであろうし, ひいては近代日本農業史における未開拓な一断面が浮彫りにされてくるであろう。

I 問題の所在

そこでまず, ここでは問題の所在を具体的に紐解いていくことにする。その際, 最近ようやく刊行されたため初めて公になった基本文献『明治二十一年岡山県農事調査』[2]に着目し, この, 官庁統計的資料であるにもかかわらず実に90年を経てやっと陽の目をみた根本史料に敬意を表しつつ活用することにしたい。が, それに先立って, この史料の重要性が明瞭となるためにも, 他の貴重な一資料の検討から始めることにする。

1) 管見のかぎりでは,『岡山県労働運動史』(岡山県労働組合総評議会, 1964年) 75—76頁, および広田昌希編『明治・大正・昭和の郷土史』第33巻〈岡山県〉(昌平社, 1983年) 102—103頁 (坂本忠次氏稿) が, 事実経過に若干言及している。前者はあまりにも簡単すぎるが先駆的な指摘であり, それを踏まえたと思われる後者はやや詳しく展開しており有益である。ただし, この両者と本稿で展開する私見とは, 事実認定においてすら大きく異なる場合が少なくない。

2) 1890(明治23)年1月に農事調査が開始され, その結果, 各府県ごとに出来上った「農事調査書」は原則として一部が農商務省に, 一部が各府県庁に保管された。岡山県の場合, 農商務省にあったものは関東大震災で焼失し, 他方, 岡山県庁文書課に所蔵されていた「岡山県農事調査書原稿」は1945年の戦災時に県庁倉庫で焼失したといわれている。結局, 岡山県のものは2つとも灰塵に帰してしまったことになる。だが幸いにも, 1934年ごろ岡山県庁文書課の書庫に入って自由に閲覧する

第1表 岡山県備前地方における施用肥料の構成比（1895・明治28年）

	①廐肥	②柴草	③人糞	④肥土	⑤灰	⑥糠	⑦焼酎粕	⑧油粕	⑨魚肥	⑩豆粕	⑪過燐酸石灰
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
和気郡	25	15	26	11	4	–	–	5	13	1	–
磐梨郡	35	20	22	4	3	2	–	3	6	4	1
赤坂郡	35	23	20	1	3	1	–	8	7	1	–
邑久郡	20	10	25	15	3	–	–	12	15	10	–
津高郡	23	27	21	1	7	1	–	5	11	2	–
御野郡	6	1	30	1	–	–	2	3	50	7	–
岡山市	15	–	30	–	–	–	–	–	35	20	–
上道郡	21	–	25	5	3	10	–	10	15	10	1
児島郡	9	9	30	10	2	3	8	8	20	8	1
平均	24	19	19	5	5	4	–	6	13	4	1

典拠：『明治二十八年岡山県第十八回農商工年報』（岡山県内務部第五課，1897年）20-22頁より作成。
備考 1）「平均」は，この備前1市8郡以外の23郡をも含めた県全体の平均の数値である。
2）原表の「備考」には「耕地ニ施用スルーケ年肥料ノ高ヲ十分トシ各種類ニ対スル歩合ヲ調査ス」とあり，1年間に施用した肥料の容量なのか重量なのか，あるいは価格（金肥なら購入価格，自肥ならば仮に貨幣に換算してみた価格）なのか判然としないが，一応ばくぜんと施用の多寡をあらわす指数といった程度に理解しておきたい。

近現代日本農業の一大特色である多肥化，いわゆる多肥農業の形成過程に関心を寄せるとすれば，いきおい施用肥料の実体的把握に向かわざるをえない。ところが，肥料を土地に施用するのは農民であるから，施用肥料の種類やその量は農家によって千差万別であり，また農家の存在する地域によって様々であって，肥料の種類とその量如何というような施用状況を例えば県単位で郡別に論ずるにしても，意外に大きな資料的制約を伴なうのである。

さて，岡山県全体を取扱った明治期の官庁統計類のなかには，岡山県における肥料施用状況の地域的特徴を数値で表示した唯一のデータとおぼしきものがある。『明治二十八年岡山県第十八回農商工年報』所収の「肥料施用比較」表[3]（1895年現在，1市31郡別）であって，これに若干手を加えて一部を書抜いたものが第1表である。

本表に立入る前に，混乱を避けるため，明治期岡山県の行政管轄区域について予備的知識を得ておこう[4]。岡山県は旧国名にのっとり備前・備中・美作の3地方からなる（第1図参照）。1878(明治11)年の郡区町村編制法施行時には備前(岡山区，8郡)・備中(11郡)・美作(12郡)の全県1区31郡152町（内81町が岡山区）1638村であったが，1889（明治22）年の市制及町村制施行時に備前（岡山市，8郡）・備中（11郡）・美作（12郡）の全県1市31郡3町446村となり，1900(明治33)年の郡制施行時には備前（岡山市，6郡）・備中（8郡）・美作（5郡）の全県1市19郡となった。本稿が対象とする備前では，和気・磐梨・赤坂・

ことができ，これを発見して小躍した吉岡金市氏によって借出され筆写されたという。吉岡氏の所蔵される筆写本が唯一残存してきたわけであるが，このたび吉岡筆写本を底本とする，大橋博編『明治中期産業運動資料＜第1集＞農事調査』第11巻（岡山県，解題・校訂吉岡金市）（日本経済評論社，1979年）として公刊された。したがって『明治二十一年岡山県農事調査』については，この日本経済評論社版を用いる。なお，本書所収の吉岡金市「解題」および神立春樹「紹介『明治二十一年岡山県農事調査書』」（『岡山大学経済学会雑誌』第12巻第1号，1980年）を参照されたい。

3）明治期岡山県の官庁統計類を綿密に比較検討されたと思われる神立春樹氏は，この表に着目され用いておられる（神立春樹「地主制成立期岡山県備前東部地方農業・農村事情」『岡山大学経済学会雑誌』第16巻第1号，1984年，参照）。ただし，この表から導きだされる論点について，神立氏と筆者とではいささか見解を異にしている。

4）『岡山県政史』明治・大正編昭和前期編（岡山県，1967年）112-121頁。

第1図　岡山県全体の略図

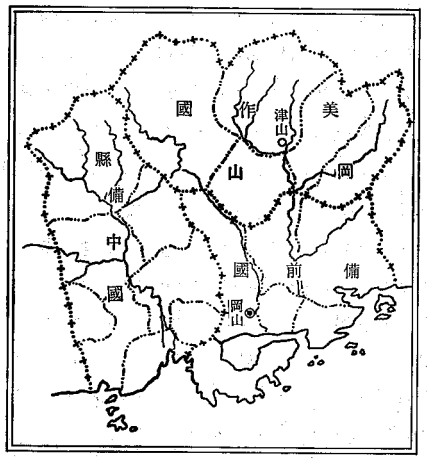

備考：郡境（—‥—‥—）は1900(明治33)年郡制施行時のもので，従来の備前地方8郡・備中地方11郡・美作地方12郡が整理廃合されて，それぞれ6郡・8郡・5郡となった。

第2図　岡山県備前地方の略図

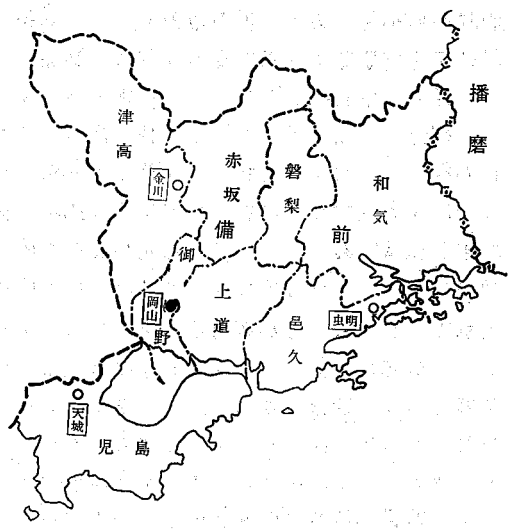

備考：郡境（—•—•—）は1900(明治33)年郡制施行以前のもの。

邑久・津高・御野・上道・児島の8郡が1900年を境に，和気・赤磐（赤坂・磐梨両郡の合併）・邑久・御津（御野・津高両郡の合併）・上道・児島の6郡となった（第2図参照）。

第1表にもどるが，そこに列記した11種類の肥料名は原表にあるとおり転記したものなので，以下，若干の注釈をほどこしておこう[5]。

①「厩肥」には厩肥（家畜の排泄物と蓐草との混合物）の他，稲藁・麦稈・秕皮・根株・落葉・海藻・塵介等の堆積腐熟物たる堆肥も含まれているであろう。

②「柴草」とは雑木の枝とか灌木・雑草の類だが，要するに，往時から苗肥・草肥・山肥（やまごえ）・刈敷と呼ばれていた天然（野性）緑肥（田畑の畦畔や河川・溜池の堤などに生育する草，山野草，山麓・原野に自生する樹木の幼芽・嫩梢）の総称であろう。

③「人糞」は人糞尿からつくる下肥（しもごえ）である。

④「肥土」とは池沼・溝・河等から得られた泥土の他，床下土・壁土等を含む。

⑤「灰」とは木灰・藁灰・海藻灰・棉実殻灰・塵芥灰等の灰類の総称であろう。

⑥「糠」とは米糠（玄米の種実と秕皮との間にある種皮）や麦（裸麦・大麦）糠の麩糠類である。

⑦「焼酎粕」には焼酎粕（酒粕に籾殻を加え蒸気を通じてアルコールを除去した粕）の他，醤油粕・酢粕等をも含むであろう。

⑧「油粕」は菜種のような油分に富む種子から油分を搾りとった残滓の総称たる油粕類のうち，菜種油粕・棉実油粕・胡麻油粕などである。

⑨「魚肥」は搾粕（主に鰊（にしん）・鰮（いわし）を大釜に入れ煮沸したのち圧搾して水分・油分を除き乾かして砕いたもの。鰊搾粕〔鯡（にしん）〆粕〕・鰮搾粕〔鰯粕〕等で魚肥中で品質最優良）や乾魚（ほしか）（魚類を生のまま天日に乾したもので乾鰮が普通）や荒粕（鰈（かれい）・鰹・鮪などの頭鰭・内臓物等を釜で煮上げ脂肪を取り去り乾燥させたもの）等の総称だが，主に鰊搾粕であろう。

⑩「豆粕」とは油粕類のうちの大豆粕である。

⑪「過燐酸石灰」は本邦化学肥料の嚆矢。

以上のうち，自給肥料は①②③④であり，購入肥料は⑦⑧⑨⑩⑪であり，自給肥料でも購入肥料でもありうるものが⑤⑥である。そのため厳密たりえないのだが，この中間的な⑤⑥の数

5）川瀬惣次郎『肥料学』（明文堂，初版1921年，3訂第5版1929年），西崎茂『施用本位肥料新説』（養賢堂，訂正再版1931年），小野寺伊勢之助『肥料学各論』上巻（養賢堂，1932年），三須英雄『肥料学』〔鈴木梅太郎監輯『農芸化学全書』第9冊〕（朝倉書店，1942年），鈴木五楼『製法施用自給肥料篇』（養賢堂，1946年）等を参考にした。

値を各々折半して勘案すれば，県全体では自給肥料が約70%である。備前地方で，この自給肥料の県平均数値より高率なのは和気・磐梨・赤坂・邑久・津高の5郡で，より低率なのは岡山・御野・上道・児島の1市3郡である。すなわち後者はいわゆる金肥の代表格たる⑨魚肥をはじめ⑩大豆粕などの購入肥料を比較的多く施用する地域である。このような自給肥料か購入肥料かという点からすれば，両者は一応明瞭に区別できる。ところが後者の1市3郡はいずれも，自給肥料に関しても③人糞だけはかなりの高率であり，前者の地域と比べて遜色ないか，むしろ逆に多く施用してもいるのである。しかも，後者は1市3郡という都市部と農村部という全く異質な地域の組み合せとなっている。したがって，単に自給肥料か購入肥料かのどちらが多く施用されていく傾向にあるのかというだけの二分法的視角だけではこの場合，不十分なのである。なぜ，このように二分法的分析視角では一見矛盾するような事態になっているのか，このことこそが問題である。

たしかに肥料の基本的な分類法では，農家が自ら生産・供給し得るものを自給肥料（天然肥料・手間肥），農家が金銭によって市場より購入するものを購入肥料（販売肥料・金肥）ということになっている。しかし，このことから自給肥料と称するものはすべて，農民の自家生産物と自家労働との結合によって自ら供給でき，それ以外の代価を要しないものと理解してはならない。自給肥料なるものはすべてが自家労働以外に無償で入手できるというわけではなく，なかにはそれ相応の代価を支払うことによってはじめて入手しうる半自給的な場合もあったからである。

さて，今みた1895（明治28）年の施用肥料の状況がどのような農業事情からもたらされたのかを知るうえで，これから少しさかのぼった時点に当る『明治二十一年岡山県農事調査』が，以下にみる如く，重要な素材を提供してくれる。

本書には岡山県農業に関する「備考」(11—34頁）という一種の参考事項がある。そのなかの「農家ノ重ニ資本ヲ要スル事物及其季節」という項目の下に，次の如く掲げられている。

「其一　農家ノ最モ資本ヲ要スルハ肥料ノ購入ナリ就中稲作肥料ハ其最ニシテ五六両月間之ニ亜クモノハ麦菜種作肥料ニシテ十一十二両月間其他藍蘭甘藷綿煙草作等ハ最モ多クノ肥料ヲ要スルモノニシテ夏期ヲ以テ資本ヲ要スル時トス然レモ備前備中ノ北部及美作地方ニ於テハ農家事稍々閑ナルノ時ニ於テ柴草ヲ刈取置キ之ヲ肥料ニ供スルカ故ニ一時ニ資本ヲ要スルコトナシ」[6]（圏点引用者，以下同様）

岡山県では肥料が(1)稲作（5・6月）(2)麦作・菜種作（11・12月）(3)藍作・蘭草作・甘藷作・棉作・煙草作（夏期）などに多く施用されており，比較的山間部（備前・備中の北部や美作地方）では「柴草」なる自給肥料が豊富にあるため購入肥料をかなり節約できたが，やはり全県的にも，とりわけ比較的平坦部（備前・備中の南部）では肥料購入資金が農家経済の大問題であった，というのである。

そもそも，販売肥料は現金で購入されたのかというと，必ずしもそうではなかった。同じく「備考」のなかにある「農家資金貸借期限ノ長短抵当ノ品目金利ノ高低」という項目の下に，次の如く掲げられている。

「其四　肥料貸借ハ専ラ行ハルヽ所ニシテ其期限多クハ六ケ月ナリ而シテ此等貸借ヲナスニハ其方法種々異ナレリ就中尤モ行ハルル一二ヲ掲グルニ農家ガ肥料ヲ要スルニ当リ其代価ヲ取極メ正面金員ノ貸借トナシ当季収穫ヲ以テ払入ノ契約ヲナシ普通一割五分乃至二割ノ利子ヲ附スルモノナリ又全（ママ）リ当季ノ収穫ヲ抵当トシ元肥ヲ貸借スルモノアリ如此契約ヲナスニハ其当時已ニ元肥ロ銭中ニ相当ノ利金ヲ見積アルヲ以テ別ニ利金ヲ附スルノ契約ナシ蓋シ此種ノ契約ハ多クハ問屋仲買人等直接ロ約ヲ以テ履行スルノ慣例ナリ」[7]

肥料購入資金の余裕がない農家では普通6ヵ月期限の肥料貸借が行なわれており，それには(1)肥料という現物を受取る代りに金銭貸借契約

6）『明治二十一年岡山県農事調査』16頁。
7）同上書，17頁。

を結び，当季収穫物の売却代金をあてにして，15～20％の利息で肥料の元利金を後払いするという形態や(2)予想される当季収穫物を抵当に入れて，あらかじめ見積られた利息分を含めた手数料が込になっている代価で肥料貸借契約を結ぶという形態，が広汎に行なわれていたのである。前借りしてまで農家は購入肥料を施用せざるをえなかったわけだ。

また，同じく「備考」のなかにある「重ナル肥料ノ種類及ヒ購求ノ便否　附問屋仲買ノ関係」という項目の下に，次の如く掲げられている。

「其一　県下農作ニ要スル肥料ノ重ナルモノハ人糞尿柴草油粕焼酎粕鯡鯡粕等ナリ人糞尿柴草等ヲ自肥ト唱ヘ（自家ニテ製シ得ラルルモノ）油粕焼酎粕鯡鯡粕等ヲ金肥ト称ス（自己ニテ製シ得難ク金銭ヲ以テ購求スルモノ）県下両備ノ南部ニテハ金肥ヲ施スモノ多ク中部以北及美作全国ニテハ概子自肥ヲ用ユ是レ南部ハ山少ク北部ハ柴草等ニ富ムルヲ以テナリ金肥ヲ購求スルニ巨額ニ之ヲ要スル農家ハ直ニ問屋ニ就キ之ヲ購求入スト雖トモ小農家ニ至ツテハ仲買人ニ托シテ之ヲ購求ス金銭受払ハ概子柴草ハ玄米ヲ以テ秋収後受払ヲナシ魚肥ハ直払ヒ油粕焼酎粕ハ営業者トノ契約ニテ旧盆前旧年前或ハ秋収後之レガ受払ヲナスモノ多シ之レ小農家ニ於テハ其便利少カラズト雖モ直接問屋ニ就テ購入スル苞皮ノ量ヲ去リ尚量目ノ充分ナルモノニ比スレバ数量軽小ニシテ品質粗悪モ亦ナルノ憂アリ」[8]

この農事調査子は先の箇所より明瞭に，「自肥」（人糞尿・柴草等の自給肥料）対「金肥」（魚肥・油粕・焼酎粕等の購入肥料）という二分法的視角でもって，岡山県における自肥農業地域（備前・備中の北部や美作地方）対金肥農業地域（備前・備中の南部）という地帯区分を打出すことに成功している。しかし反面，失敗もしている。たしかに，岡山県で施用されていた代表的な購入肥料に関しては，普通農家の購入する経路と支払い方法が明らかにされている。すなわち，(1)「鯡」（鰊の乾魚か）「鯡粕」といった魚肥は仲買人から「直払ヒ」（即金）形態で購入されており，(2)油粕・焼酎粕は「営業者」（地元の販売肥料製造業者ないし肥料販売業者）から＜後払い契約＞形態で購入されている，というように。

ところが，自給肥料に関しても，その代表格とされた柴草が必ずしも「自家ニテ製シ得ラルルモノ」といって済ますわけにはいかないからこそ，農家は他から柴草を得ており，その代価を秋に稲刈・脱穀・調製後の玄米という現物形態で支払っているのであって，「自肥」と銘打ったはずの柴草が無自覚のうちに「金肥」に紛れ込まされているからである。しかしながら，かかる＜玄米による後払い＞形態によって取得せられる自給肥料の存在は，あたかも代価を必要としないことが金肥と異なる自給肥料たるゆえんとの通念に反省をせまるものとして着目されるべきなのである。その際，本書の大半を占める「市郡別農業」(35—203頁) は各地域の農業事情を具体的に述べているものなので，示唆するところが大きい。すなわち「市郡別農業」のなかにある「他郡ニ比シ較整備セルモノ」という項目の下には，各地域における肥料などの特色が示されているからであり，例えば次の如くである。

津高郡——「南部ハ岡山市街接近ノ地ニシテ肥料ヲ得ルノ便多シ」「南部ハ岡山市街ニ接近セルヲ以テ一般農作物殊ニ果実蔬菜ハ販路極メテ便利ナリ故ニ目下同地方ノ農家ハ米麦作ノ外是等有利ノ産物栽培セントスルノ傾向アリ」[9]

御野郡——「本郡ハ岡山市ニ接続シ玉島港ヨリ輸入スルニ海路ハ児島湾アリ陸路ハ国道ニ通スルヲ以テ肥料ヲ得ルノ便多ク加ヘ数多ノ仲買人アルヲ以テ最モ之ヲ得易シ」「本郡ハ岡山市ニ接続セルヲ以テ菓実蔬菜ハ販路極メテ便利ナリ然レ𪜈一般田多ク畑少シ故ニ専ラ力ヲ米麦ニ盡シ是等ノ栽培ヲ勉ムルモノ少数ニ居レリ」[10]

岡山区——「糞尿及油粕其他肥料ハ総テ岡山市中ニ於テ得ルニヨリ尤モ便ナリ」「岡山市中ニ青物市毎日開市セルニヨリ菓実蔬菜ノ販路極メテ便利ナリ」[11]

上道郡——「郡内西大寺金岡九幡ノ三村ハ人家稠密

8）同上書，20頁。

9）同上書，53-54頁。

10）同上書，46頁。

11）同上書，39頁。

ニシテ商估多シ此地ハ吉井川ノ末流ニアリテ一方海ニ接シ船舶ノ便利アルヲ以テ問屋仲買人等此地ニアリ故ニ肥料ヲ得ルノ便甚タ容易ナリ殊ニ岡山市街ニ接スルヲ以テ其何レヨリスルモ舟車ヲ以テ之ヲ得ルニ難カラス而シテ其問屋仲買人等ハ多ク北海又ハ大阪神戸兵庫四国九州ヨリ輸入ヲ仰クモノナリ」「干粕油粕醤油粕人糞等ハ各農家カ直接ニ其営業者若クハ所在地ヨリ購入スルモノ多シ」「本郡ハ岡山市街ニ接続セルヲ以テ一般農作物殊ニ果実蔬菜ハ販路最モ便利ナリト雖モ其販路狭隘ナルト供給者ノ多キ為メニ其市街近郷ノ農家ニ非サルヨリハ自家用料ノ外ニ蔬菜ヲ栽培スルモノナシ」「岡山市街ニ接続スル或ハ一局部ニ於テハ古来ヨリ蔬菜栽培ノ一途ヲ以テ農家生活ノ主要ト為シ有名ノ蔬菜ヲ産スル處ニシテ近時益々栽培方法ニ注意シ年々多額ノ収利ヲ納ムルモノナリ」[12]

ここで引用したのは先の第1表で金肥と人糞尿を多く施用していた1市3郡のうち，1市（この時点では制度上は岡山区）2郡（御野・上道郡）で児島郡は省略してあり，津高郡が加えられている。

御野郡と上道郡は岡山市に接続しており，津高郡はその南部が岡山市に接近しており，この3郡は岡山市をぐるりと包み込む配置にあって（第2図参照），岡山市周辺地域を構成している。（児島郡の場合，「下津井日比等ノ港湾及味野天城ノ名邑」[13]から金肥の移入と人糞尿の供給があったと推測でき，御野郡や上道郡に類似しているが，岡山市とは児島湾でもって完全に隔てられているため，本稿の対象外として捨象する。）

さて，御野郡は児島湾に面し港から金肥を移入でき，また道路も発達し仲買人も多く，金肥は購入し易かった。上道郡でも，吉井川の最下流を境にして隣の邑久郡と対岸の地にある東寄りの西大寺村などの地域では移入されてくる金肥をめぐって問屋・仲買人がいて，金肥は購入し易くなっており，他方，岡山市に接する西寄りの地域では地元の販売肥料製造業者や肥料販売業者から各農家が金肥を購入していた。そのために，御野郡・上道郡では第1表の如き金肥施用の高率がもたらされることになったのである。

ところで，岡山市の人糞尿は市内の農家にとって入手し易いものではあっても，勿論すべて利用し尽すには余りに厖大すぎるから，むしろ大部分は他の岡山市周辺地域で利用されざるをえない。御野郡と上道郡は岡山市に直接連なるために，そこの大量な人糞尿を搬出し独占的に利用しうる地理的便宜が与えられていたのであり，津高郡も南部の岡山市に近い地域は同様に有利な地位を占めていたのである。御野郡・上道郡が第1表にみえるような人糞尿施用の高率を示していたのはそのためであり，津高郡も南部については同様であったであろう。だが，それ程の量をなぜ必要としたのか。それは，これらの地域で，従来の一般的な普通作物式農業（稲作・麦作）と特殊な工芸作物式農業（藺草作・棉作・藍作・菜種作）に加えて，さらに特殊な都市近郊型の園芸作物式農業（蔬菜栽培）が発展しつつあったことと深く関係していると考えられる。そこで今少し，園芸農業（営業的園芸としての蔬菜園芸）の一般的特徴をみておきたい。

そもそも園芸農業なるものは耕種・畜産と比べて一般的に，集約的性格のものである。蔬菜のような作物を栽培するにおいて，労力と費用を多く注入しても，収支相償い易く，小面積の土地でも結構な収益をあげることができる。蔬菜類はその生育期間が比較的短いので，連作障害を起さぬよう輪栽に注意すれば，同じ土地を年数回利用して多毛作が可能だからである。大面積の土地は耕種農業に当てられるのが通例であるから，残余の小面積地で園芸農業が展開する。園芸的作業は普通農業ほどの強大な労力を要することが少ないから，成年男子以外の婦人や老人の家族労働力を投下し易く，農家の副業としても経営するのに好適である。こうして小面積の土地へ相対的に多大な労費が集中的に投

12) 同上書，101-102頁。
13) 同上書，110頁。

第2表　岡山市周辺地域の農産物（1888・明治21年）

	上道郡		御野郡		津高郡	
粳米	110,933石	500,797円	68,912石	305,259円	37,797石	200,324円
糯米					4,200石	23,211円
大麦	1,498石	2,548円	143石	206円	7,278石	11,644円
裸麦	18,135石	49,510円	8,464石	23,947円	14,647石	36,617円
小麦	3,473石	11,253円	3,680石	12,936円	2,715石	8,145円
粟	191石	765円	69石	214円	818石	1,636円
稗					340石	340円
黍	14石	58円			310石	465円
蜀黍	8石	8円			458石	916円
蕎麦	147石	428円	47石	126円	737石	1,474円
大豆	549石	2,210円	174石	700円	1,913石	6,886円
小豆	118石	600円	40石	190円	350石	1,470円
豌豆	145石	427円	40石	95円	253石	455円
蚕豆	567石	1,361円	100石	359円	723石	1,446円
干瓢	635貫	222円				
薑	1,500貫	480円				
蘿蔔	281,992貫	1,409円	282,737貫	5,654円	524,218貫	10,484円
牛蒡	2,779貫	138円	2,476貫	108円	11,171貫	558円
胡蘿蔔	2,596貫	51円	12,500貫	325円	745貫	14円
甘藷	55,422貫	1,662円	29,700貫	1,251円	64,325貫	2,573円
瓜哇薯					59,475貫	1,784円
青芋	10,085石	2,017円	73石	146円	1,054石	2,108円
蒟蒻玉					3,340貫	200円
南瓜	19,854貫	595円	4,437貫	329円	4,051貫	202円
西瓜	51,433貫	2,057円	780貫	52円	322貫	22円
胡瓜	10,009貫	200円	1,676貫	133円	6,440貫	128円
白瓜	18,746貫	562円	2,223貫	76円	4,849貫	315円
茄子	47,118貫	942円	2,431貫	112円	27,575貫	827円
雑菜(漬菜ノ類)	92,725貫	927円	17,337貫	173円	215,516貫	2,155円
葱	4,265貫	170円	2,592貫	78円	6,889貫	344円
菜種	6,843石	36,816円	3,089石	12,148円	732石	2,928円
胡麻	57石	370円	8石	49円	31石	186円
甘蔗	121,020貫	2,420円	1,200貫	36円	70,638貫	1,059円
砂糖	76,684斤	4,601円	66,000斤	424円		
綿	69,511貫	30,585円	17,974貫	8,546円	37,828貫	15,131円
荀	5,150貫	515円				
苧麻			1,003貫	256円		
大麻					280貫	168円
楮					10,215貫	3,064円
桑葉	3,400貫	153円				
藍	13,020貫	2,864円	3,600貫	1,080円	15,465貫	2,319円
藺			148,524貫	29,704円	51,230貫	7,172円
茶	244貫	61円			4,398貫	505円
煙草	77貫	15円			22,738貫	4,547円
鶏	7,042羽	1,126円			2,200羽	330円
卵	319,886個	2,079円			98,400個	70円
その他		3,106円				1,621円
合計		661,523円		404,306円		356,602円

典拠：『明治二十一年岡山県農事調査』41-43頁，48-51頁，94-97頁より作成。

備考1）各単位未満，すなわち斗升合，匁，銭厘はすべて切捨てた。

2）「その他」の内訳は，上道郡が大角豆・玉蜀黍・[illegible]子(ラッキョウ)・荏胡麻・酸漿・柿・桃・梨・梅・枇杷・葡萄・苗木・繭・牛・牛乳・鶩(あひる)，津高郡が漆汁・栗・牛生皮・鶩，である。

下され，集約的農業となる。また，その圃地の位置は限定されたものとなり易い。蔬菜栽培には多くの労力を投入する関係上，農作業に便利な平坦地がよく，しかも農家からの往復の所要時間を短くし，肥料の運搬や収穫物の搬入の便をよくする必要があるから，どうしても農家の近くを選びがちになるのである[14]。

集約的農業による蔬菜栽培は都市の近くが適合的である。第1に，都市の近くでは地価は高く，大面積を要する耕種農業による普通作物の栽培は不利で，むしろ比較的小面積の土地であっても集約的農業により蔬菜のような園芸作物を栽培するのが有利である。第2に，営利的園芸であるからには，もちろん自家食物以外に販売を目的として栽培するわけであるから，蔬菜類の消費が多い都市の近くに位置し，交通の便がよい程，その収益はあがる。都市の市場へ生産物を搬出するのにも，生産物を一時貯蔵したり，殊に新鮮さが貴ばれる蔬菜の鮮度を維持するためにも，生ものゆえに変動幅の大きい蔬菜の相場は需給関係に大きく左右されるから，市場の動向を見聞するためにも，都市の近くが有利である。第3に，集約的農業の生産的経費では肥料購入資金が重要な要素であるが，とりわけ蔬菜栽培は普通作物に比べて多くの肥料を要し，特に高価な窒素肥料が主体となるから，肥料代が大きな問題となる。肥料学的には窒素成分の供給を多くすると，植物の細胞は配列が粗となり，その膜と内容物を稀薄にするため，おのずとその形質は膨脹し，組織は肥大する。植物の内質は柔かくなり，繊維は少なく食用に適し易い状態となる。蔬菜類のうち，葉菜・根菜・蔬果類はいずれも組織の柔軟肥大をもとめられるものであるから，窒素質の養分を必要とする。ところが，窒素成分を含有する肥料（油粕・魚肥など）は燐酸成分・加里成分を含有する肥料よりはるかに高価で，事実上，金肥の代名詞になっている如くである。だが，窒素肥料のうち，人糞尿だけが場所によっては極めて廉価で大量に得られる。すなわち人口稠密な都市は窒素肥料たる人糞尿の一大生産地であり，蔬菜生産における肥料問題を緩和する大きな役割を担いうるのである。経済的肥料を容易に廉価で購入しうるという利点が都市周辺の農業地域にはあることになる[15]。

このような蔬菜園芸の一般的特徴を前提としたうえで，再び岡山市周辺地域に目を向けよう。第2表は「市郡別農業」のなかにある「農産」表から作成したもので，各郡の農業生産構造の一端を示すものである。みられるように，米麦中心の伝統的な普通作物式農業が主体であることに変りはないが，菜種・棉・藺草・藍などの工芸作物式農業が副次的ではあるが重要な特用商品生産部門として存在している（とりわけ，御野郡の藺草は生産量で全県の20%を占め，注目される）。さらに特徴的なのは，生産額ではそう目立つ程でないにしても，蔬菜類の園芸作物式農業である。それは多くが農家副業的に行なわれているにしろ，全くの自家消費用生産に終始するものではなく，しばしば当初から販売目的で生産を企てる都市近郊型園芸農業という性格を濃厚に帯びつつあるものであった。なぜなら，先の引用文で語られているように，当時，岡山市の消費人口に「販路」を見出す，岡山市内の「青物市」向けの蔬菜栽培が，すでにある程度発達をとげていた上道郡のほか，津高郡の南部に成長の兆しをみせ，御野郡でも発展の可能性がうかがわれだしていたからである。

同じ「市郡別農業」のなかにある「農産物中需要ニ余アル品及不足ノ品」という項目の下に，例えば次の如くある。

上道郡――「有余　米麦綿野菜類藍大豆小豆西瓜家鶏卵」[16]

御野郡――「有余　菜麦菜種藺胡蘿蔔」[17]

この両郡ではその生産物が供給過多で余剰となるほど大量に蔬菜類の栽培が行なわれていた

14) 15) 佐藤昌治編『最新園芸便覧』（研友社，1932年）4－5頁，717–725頁，参照。

16) 『明治二十一年岡山県農事調査』99頁。

17) 同上書，44頁。

ことをうかがわせる。ここでは上道部の西瓜と御野郡の胡蘿蔔が具体的に掲げられており，また上道郡の「野菜類」および御野郡の「菜」として掲げられているのが具体的に何なのか少々あいまいで，蔬菜類一般か，あるいは特に葉菜類を指すのかもしれないが，いずれにしろ，これと第2表とあわせて考えると次のようになろう。

上道・御野・津高の3郡にだいたい共通して多く栽培されている蔬菜類は，蘿蔔（和名ダイコン，別称すずしろ，しろね，おおね）・甘藷（和名サツマイモ。別称かんしょ，薩摩芋，さつま，唐藷，とういも，琉球藷）・「雑菜（漬菜ノ類）」（漬物に適する葉菜類，すなわち青菜・高菜・京菜・体菜・白菜などの漬菜のことであろう）[18]・葱（和名ネギ，別称ねぶか），それぞれの郡で比較的多いのは，上道郡が「青芋」（俗に「里いも」と呼ばれていたもの）[19]・南瓜（カンボジアから伝来したからという，カボチャ。別称なんきん，唐茄子（とうなす））・西瓜（水瓜，和名スイカ）・胡瓜（黄瓜，唐瓜，和名キュウリ）・白瓜（越瓜，菜瓜，和名シロウリ。別称あさうり，つけうり）・茄子（和名ナス，別称なすび），御野郡が胡蘿蔔（人参，和名ニンジン），津高郡が牛蒡（和名ゴボウ）・胡瓜・茄子，それぞれの郡の農産物で珍しいものは，上道郡が干瓢（乾瓢，かんぴょう）・薑（生薑，生姜，和名ショウガ。別称はじかみ），津高郡が瓜哇薯（馬鈴薯，和名ジャガタライモまたはジャガイモ。別称じゃわいも，陽芋，香芋，琉球薯）・蒟蒻（和名コンニャク，別称こにゃく。蒟蒻玉は地下部の大きな球茎のこと），である。

こうしてみると，当時の食生活水準から必然的ともいえるが，長持ちする漬物用の葉菜類・根菜類，体積大にして甘味が喜ばれる瓜果類，穀類の代用ともなりがちなイモ類，総じて満腹感を与えるような蔬菜類が主流であり，それ以外の蔬菜類を含めた全体をみると，かなりのものが販売目的の特産的性格を帯びつつあり，かくして，比較的平坦部で河川による水利至便のため従来から水田が多く，普通食用作物を主体としつつ工芸的な特用作物も発達していた上道郡・御野郡に，そして，比較的山間部である津高郡も南部に，岡山市を消費地とする蔬菜類中心の園芸作物が新たな発展をとげようとしていたといえよう。

これまでも相当の肥料を要していた普通作物・特用作物だけでなく，これまた肥料を喰う園芸作物が従来より一層増加してくれば，農家経済における肥料問題が深刻化するのは必至である。すなわち，土地生産性を一義的に高めんとする多肥多労の集約型農業は投下資金回収と労働報酬を目指して，栽培期間の短い作物を多毛的に生産する傾向にあるから，固定資本的生産資金投下より流動資本的生産資金投下に傾斜し，一層大量の肥料を必要とすることになる。しかし，大量の金肥施用には資金的限界が重くのし掛かるし，そうかといって地力増進的な堆廐肥の自給肥料は，輪栽式の農法的構造をもつ有畜農業欠如の日本[20]では直ちに量的限界にぶち当る。かかる2重の意味での限界を突破するものとして期待され，金肥ほど資金を必要とせず，はるかに廉価で，しかも季節的制約がなく大量かつ恒常的に得られ，工芸作物・園芸作物のような多肥作物に適合的な肥料，が都市の人糞尿なのである。かかる意味で，それは単なる自給肥料の枠におさまりきれない，たえず生産資金に欠乏する小農民経営の肥料購入資金をカバーするところの，金肥の代替的性格を有する半（準）金肥であったといえよう。

その場合，都市の人糞尿は廃棄されたり無償で譲与されるものではありえず，何らかの有償でもって土地に還元されるものであり，人糞尿を汲取って運搬し代価を支払うのは農民側である，という社会的通念が確固として歴史的に成立していた。日本農業は，例えばマジャールによって「人間が家畜を駆逐し，鍬が犁を駆逐している」[21]と評された如く，人力が家畜に代置され，深耕はせいぜい鍬にゆだねられて犁は浅

18) 米内山泰介ほか『新農業宝典』（農業宝典社，1950年）164–165頁，参照。

19) 福羽逸人『蔬菜栽培法』（博文館，1893年）〔松原茂樹編『明治農書全集』第6巻<野菜>，農山漁村文化協会，1984年，所収〕159頁。なお，岡山大学農学部教授益田忠雄氏よりご教示をうけた。

20) 加用信文『日本農法論』（御茶の水書房，1972年）参照。

21) J・マジャール著，早川二郎訳『支那の農業経済』（白揚社，第2版，1936年）134頁。

耕しかできない表土攪拌的なもの以上にはなかなか発展しなかった。その結果もたらされた，いわゆる東洋的手耨耕農法下の浅耕地盤の上に展開する施肥法は土地に対して施用する地力増進的なものより，作物に対して直接的に施用するものが支配的となり，いわゆる「頭割施肥」(„Kopfdüngung“)[22] が形成されていた。人糞尿から作った下肥の施用はかかる特徴的な施肥法の代表例であり，「零細農耕制の下での夥しい労働投下による，いわゆる東洋的な園芸的農業の結晶」[23] と看破されているところである。

ともかくも，かかる社会的通念が定着していたかぎりにおいて，そこに成立しているのは都市と農村との間の，人糞尿を媒介とする，一方が不要で他方が必要とする相互依存的な，いわば幸福な結合関係である。しかし他面では，両者の利害が衝突し離反していく対立的関係ともなるのである。ここに，問題は存在する。

Ⅱ　いわゆる糞尿問題の発生

1.　前提

〔1〕「市街便所規則」

岡山県は1880 (明治13) 年10月9日「市街便所規則」(甲第140号) を定め布達した。その際「此規則ニ抵触スル従前ノ布達及指令等ハ総テ消滅ト心得ヘシ」[24] とされ，その出発点的位置づけを与えられたのであった。以後およそ20年間，本規則は岡山県下の汲取られるべき人糞尿を処理する上で準拠すべき基本的な法令となった重要なものであり，その全文は次の如くである[25]。

市街便所規則

第一条　街頭便所ハ該町村ノ所管トナシ修繕及新設等渾テ其協議ニ任カスモノトス

但新設ノ時ハ其場所幷ニ建物ノ図面ヲ添ヘ郡区役所ヲ経テ県庁ヘ願出ヘシ

第二条　街頭ノ便所ハ必ス受負人ヲ定メ置キ其屎尿ヲシテ満溢セサル様取扱ハシムヘシ

但受負人該便所ヘ住所姓名ヲ票記スヘシ

第三条　新設ノ便所ハ成ルヘク左ノ方法ヲ以テ構造(ママ)スヘシ

但在来ノ分ハ向後修繕ノ節本文ニ依ルヘシ

一　屎尿器ハ緻密ノ陶製ヲ用ユルヲ善トス若シ陶器ヲ用ヒサル時ハ油樽ヲ用ユルカ厚板ヲ以テ堅固ニ之ヲ製スベシ

二　屎尿器ノ周囲ハ漆喰ニテ之レヲ製シ排泄物ヲシテ能ク器内ニ流下セシムルヲ要ス

三　便所ノ周囲ハ板又ハ塀ヲ以テ他ヘ見透サヽル様構造(ママ)スベシ

第四条　屎尿器ノ周囲ハ時々清水ヲ以テ洗滌シ清潔ナラシムベシ

第五条　屎尿ヲ運搬スベキ桶ハ極メテ堅固ニ製造シ蓋ヲ以テ密閉シ臭気漏散ヲ防ギ屎尿ヲシテ路上ニ漏出セシムベカラズ

第六条　夜中屎尿桶ヲ運搬スル時ハ必ズ提燈ヲ携フベシ

第七条　伝染病流行ノ際ニ当ツテハ別ニ其取扱方ヲ告示スル㆓アルベシ

第八条　受負人ノ怠慢ニ依リ不潔ヲ生ジタル時ハ警察官吏ニ於テ他人ヲ雇ヒ屎尿汲取掃除ヲ為サシメ其費金ヲ徴収スル㆓アルベシ

第九条　街頭便所受負人ノ外一般ノ屎尿汲取人ニ於テ此規則第五条第六条ヲ遵守スベシ

第十条　若シ便所ノ修繕スベキモノアルカ又ハ新設ス可キ場所アリト見認ムル時ハ官署ヨリ之ヲ指揮スル㆓アルベシ

第十一条　此規則ニ違背スル者ハ之レヲ法司ニ付スベシ

1878 (明治11) 年郡区町村制施行時に1区 (岡山) 31郡となっていた岡山県 (152町，1638村) 下の町村の市街便所を対象とする本規則が取締らんとしたのは，街頭便所とその請負人および一般の個人便所の汲取人である。

まず街頭便所についてはその所在の町村が管轄に当るべきと責任を明記し，更に上から監督するものとして岡山区役所・各郡役所と県庁を位置づけている (第1条)。かかる管理体制下の

22) ウィットフォーゲル著，平野義太郎監訳『解体過程にある支那の経済と社会』上巻 (中央公論社，1934年) 328頁。
23) 加用信文前掲書，93頁。
24) 『山陽新報』1880(明治13)年10月13日，＜岡山県録事＞。
25) 『山陽新報』1880(明治13)年10月14日，＜岡山県録事＞。

第3表 岡山県下の流行伝染病（明治年間の多発年）

年＼病名	コレラ		赤痢		腸チフス		天然痘	
	患者	死者	患者	死者	患者	死者	患者	死者
1879年（明治12）	9,084	4,949	（不	明）				
1885年（明治18）	94	61	3,032	829	781	200	53	6
1886年（明治19）	2,712	1,867	4,064	1,292	1,168	267	2,745	479
1887年（明治20）	2,722	1,061						
1890年（明治23）	1,499	1,161	389	116	563	140	2	−
1893年（明治26）	9	6	2,850	899	585	174	2,795	488
1894年（明治27）	16	6	12,697	3,921	791	189	74	26
1895年（明治28）	2,940	2,003	2,339	717	487	132	3	1
1896年（明治29）	80	48	2,412	753	588	174	119	41
1901年（明治34）	−	−	1,043	300	1,254	253	−	−
1902年（明治35）	2,295	1,603	880	261	404	100	−	−
1908年（明治41）	2	2	1,540	428	348	92	213	52

典拠：『岡山県郡治誌』下巻（岡山県，1938年）1768–1771頁，『岡山県の歴史』（岡山県，1962年）664頁，『山陽新報』1902（明治35）年1月10日〈雑報〉「昨年中の赤痢と腸窒扶斯」より作成。

街頭便所には個別に請負人を選定し，各街頭便所の屎尿〔人糞尿〕が決して一杯になってこぼれることのないよう必ず汲取ることとされ，これを周知徹底させるべく請負人の住所姓名を各便所に名札で掲げさせた（第2条）。請負人の不注意からあふれだす事態にそなえ，その場合には警察官が指揮して他に汲取人を雇って処理するが，それに要した費用は名札をみて警察官が本来の請負人から徴収することとした（第8条）。請負人への統制だけでなく，街頭便所それ自体の構造への規制（陶器・油樽・厚板などで堅固につくられ漆喰で囲われるべき便器，板・塀などによる外囲り）と清潔保持が定められた（第3条・第4条）。

街頭便所とその請負人より数多く，量的に大半を占めたのは農家でない一般民間家屋の個人便所とその汲取人である（第9条）。この一般屎尿汲取人については汲取った屎尿の運搬用具と運搬時に規制を加え，市街を悪臭で不快ならしめず屎尿が路上へ落下撒布することなきよう，桶とフタにまで注意を与え（第5条），夜間の提灯携行を義務づけ（第6条），これらの措置は街頭便所請負人の場合と同様とした。

屎尿したがって便所に神経をとがらせ，いきおい「官署」＝強力の指揮がうたわれ（第10条），本規則からの逸脱が「法司」＝司法権力をもって抑止された（第11条）理由の一つは，特にコレラ・赤痢・腸チフスなど消化器系統の異常をきたす激烈な急性伝染病の蔓延が恐れられたためである（第7条）。――例えば本規則の前年に当る「明治十二年岡山県下各郡に虎列刺病発生蔓延し其勢猖獗を極め勃発五月二十二日以降十一月十九日迄に本病に感染したるもの九千八十四人を算し内死亡せるもの実に四千九百四十九人に達し全癒二千七百八十五人，治療中の者千三百五十人なり，就中検疫に従事し公務の為め殉職したるもの二十五名に及へり」[26]とあるように，50％を越す脅威のコレラ罹病者死亡率により約半年で県下5,000人近い病死者（岡山だけで約3,000人）[27]と相当数の殉職者（予防医5人，郡吏員2人，巡査2人，戸長5人，町村予防委員7人，その他4人）[28]すらだす惨状を呈していた。明治期に流行した伝染病は第3表にみる如くで，とりわけコレラ・赤痢は猛威をふるった。人糞尿

26) 『岡山県郡治誌』下巻（岡山県，1938年）1764頁。
27) 28) 『岡山県政百年の歩み』（岡山県，1971年）28頁。

第4表 下肥中の病原菌・寄生虫が死滅する時間

	夏期	その他の時期
コレラ菌	約1日	約 15 日
赤痢菌	約10日	約 120 日
チフス菌	約10日	約 180 日
蛔虫	約60日	約 120 日～240 日
12指腸虫	約40日	約 140 日

典拠：農林省振興局研究部監修『最新技術園芸全編』（養賢堂，1959年）672頁，による。

から作る下肥にはこれらの病原菌および寄生虫が含まれている可能性が大きいという問題がつきまとうものであるから（第4表参照），尿尿が汲取・運搬されるにあたっては強く警戒されたのである。因みに，1930年に行なった調査によれば，県下全体を通じて86%が何らかの寄生虫に侵されており，例えば中間平地では12指腸虫が22%，山間農村では蛔虫が97%に及ぶ地方もあったという。[29]

〔2〕 岡山市の場合

市街便所規則が最も適用されるべき地域が，県都岡山区（市）であったことはいうまでもない。そこには街頭便所も多く，とりわけ都市住民の個人便所を対象とする尿尿汲取人が大勢出入りしていたからである。そこで，この規則が廃止されることになる1901（明治34）年10月までの約20年間，岡山市内の人糞尿がどのように処理されていたのかを簡単にみておこう。

(1) 市有便所

岡山市内の街頭便所をはじめ市役所関係の便所などの市有便所については，その尿尿汲取を請負うことの公入札制度が実施され，それに基づき毎年無事に行なわれていた。落札者は入札額の尿尿汲取請負料金を市役所（岡山区時代は区役所）に納付することになっており，市当局も毎年この収入を予定することができ，例えば1902（明治35）年度歳入予算額として当初は1,300円を計上した程で，決して軽視できない財源の一つとみなされていた。[30]

(2) 個人便所

岡山市住民の一般民間家屋の個人便所については，農民と各戸との間の個人契約に基づいて汲取られていた。そして農民は汲取らせてもらう人糞尿の代価として「代米」なるものを支払っていた。

このように代米制度が近世城下町を中心とする地域の封建的身分関係に立脚する社会経済的産物であり，近代になっても踏襲されてきたことは容易に推測されるところである。その変遷については正確に知りえないが，少なくとも明治期に入って，本稿がここで対象としている時期においては大略，次のようであったと推定される。

この代米は1899（明治32）年頃まで，大人1人当り1年分に対して，糯米で玄米1斗となっていた。[31] これを支払う農民には過重ともいえる額であるが，反面では，それ程の代価を要しても肥料としての人糞尿が極めて重要視され，農家経済に不可欠なものとされていたことを物語ってもいるわけである（勿論，いわゆる事情の力，慣行という社会的強制力の作用にも留意しなければならないのであるが）。なぜ，糯米1斗という額に定められていたのかだが，例えば近くの赤磐郡西高月村（赤磐郡の極西南端で，御津郡と上道郡に接し，旭川によって隔てられるが岡山市から比較的近い距離に位置する）[32] では1904（明治37）年の時点で，糯米の年間消費高が1人当り平均9升8合[33] となっているから，およそ当時は糯米1斗が庶民の平均1人当り年間消費量であったと考えられ（大人と子供ではその消費量がこれを規準に増減するであろうが），代米もそれにほぼ照応して定められたものであったといえよう。因みに，同村では同時点で，粳米の年間消費高が1人当り平均1石3升4合[34] となっているから，およそ当時，

29) 『岡山県の歴史』（岡山県，1962年）665頁。
30) 『山陽新報』1902（明治35）年1月10日，＜雑報＞「市有便所の肥料」。
31) 『山陽新報』1906（明治39）年1月3日，＜雑報＞「糞尿酌取人集会」。
32) 岡山県赤磐郡教育会編『改修赤磐郡誌』（大真屋書店，初版1940年，再版1973年）の付図，参照。
33) 34) 『岡山県赤磐郡西高月村是調査書』（西高月村

第5表　岡山市の戸数・人口（1899・明治32年）

職業	戸数	人口	生産人口	不生産人口	1戸当平均
農業	255戸	716人	387人	329人	2.81人
非農業	13,230	73,223	38,352	34,871	5.53
合計	13,485	73,939	38,739	35,200	5.48

典拠：『明治三十二年岡山県統計書』巻之二，農商工之部（岡山県内務部第四課，1900年）1頁，3頁，5頁より作成。

第6表　岡山市の生活必需品の平均物価（岡山市役所調査）

種類	単位	1899年（明治32）	1900年（明治33）	1901年（明治34）	3カ年平均
		円 銭厘	円 銭厘	円 銭厘	円 銭厘
玄米	1石	10.221	11.222	11.848	11.097
精米	1石	11.244	12.553	13.032	12.276
塩	1石	4.000	1.381	1.040	2.140
味噌	1貫	310	300	320	310
醤油	1石	10.485	10.380	10.000	10.288
漬物	1樽	1.200	1.800	1.300	1.433
梅干	1樽	3.500	4.500	3.000	4.333
大麦	1石	4.600	4.500	3.600	4.230
小麦	1石	7.500	7.800	7.000	7.433
松薪	1貫	19	16	15	17
堅薪	1貫	25	28	25	26
炭	1貫	85	75	80	80

典拠：『山陽新報』1902(明治35)年3月20日，＜岡山市諸物価平均表＞による。

庶民は粳米の9％強の糯米を消費，つまり米飯の約1割位の量の餅を年間では食べる勘定になるという習慣になっていたのであり，かかる相当量の糯米が生活必需品とされていたわけである。

代米は新旧正月前後に支払われ，また子供については大人の半分とされていたらしい。1899（明治32）年，岡山市の非農家1戸当り家族数は約6人であるから（第5表参照），これを仮に大人2人・子供4人としても，1戸で受取る代米は4斗を下ることはあまりなかったであろう。この4斗がどの程度の生活必需品に相当するのかを第6表からみると，例えば1899（明治32）年では玄米4斗が4円8銭8厘で，およそ塩1石2升，味噌13貫，醤油3斗9升，漬物3樽半，梅干1樽強，大麦8斗9升，小麦5斗5升，松薪215貫，堅薪163貫，炭48貫のいずれかになるという具合であるから，それが家計に占める役割はかなりのものだったといえよう。

さて，1900（明治33）年，岡山市内の人糞尿を汲取る御津郡・上道郡農村民で組織された「御津上道農事肥料研究会」なるものが協議の結果，従来の代米を7升減じて3升とするよう内部で申し合わせたらしい[35]。もっとも，この7割減という大幅カットの要求はそのまえ1899（明治32）年の米作が収穫高（粳米・糯米）で前年

農会，1905年）114頁。この文献の資料的意義については神立春樹氏より直接ご教示をうけることができた。なお，神立春樹「1910年代の山陰一農村における農村民の生活事情」(1984年度地方史研究協議会大会報告レジメ，1984年10月20日）および神立春樹「明治後期岡山県一農村における農村民の生活事情」（『岡山大学経済学会雑誌』第17巻第1号，1985年5月刊行予定，所収）参照。

35)　『山陽新報』1906(明治39)年1月3日，＜雑報＞「糞尿酌取人集会」。

作の55%，平年作の76%にすぎない「未曽有の凶作」[36]となっていたために打出された措置で，しかも内部的な一応の取決めにすぎず，自他共に厳格に遵守されていくべきものとは考えられていず，翌1901（明治34）年には実際のところ大人1人当り糯米（玄米）6～7升[37]が代米の標準的相場になっていたようである。

このように代米の額は一律でなくなりつつあるのが実状であったが，ともかく，御津郡・上道郡に在住の汲取人は先の市街便所規則によっても，岡山市内の人糞尿の汲取・運搬時間に制限を特に受けることなく，時間的には自由に，尿尿供給者との個人契約に基づいて，従業していたのである。

2.　「街路便所並屎尿汲取取締規則」

岡山県は1901（明治34）年10月25日「街路便所並屎尿汲取取締規則」（岡山県令122号）を定め公布した（同時に，それまで約20年間存続してきた市街便所規則は廃止された）。その主たる条文は次の如くである[38]。

街路便所並屎尿汲取取締規則

第一条　街路便所ハ市町村ニ於テ設置スルモノトス但便所ノ数ハ別ニ告示スヘシ

第二条　本則ハ左記市町村ノ区域ニ限リ施行ス　但本則施行ノ地域外ニシテ便所設置ノ必要アル町村ハ本則第三条ノ制限ニ拠リ認可ヲ受クヘシ

〔略〕

第三条　便所ヲ新設セントスルトキハ其ノ位置及起工竣工期日ヲ記シ構造方法書及四隣見取図ヲ添ヘ所轄警察官署ヘ届出認可ヲ受クヘシ之ヲ改築変更セントスルトキ亦同シ

第四条　便所ノ位置構造ハ左ノ各号ニ従フヘシ　但特殊ノ構造ニシテ衛生上害ナキモノト認メタルトキハ本条ノ制限ニ依ラス認可スルコトアルヘシ

一　飲料水ヨリ三間以上ノ距離ヲ存シ且ツ衛生上無害ノ地ヲ選フコト

一　屎尿壺ハ内外釉薬ヲ施シタル陶器其ノ他不滲透質ノ材料ヲ以テ構造スルコト

一　屎尿壺ノ周辺ハ漏斗状ニナシ厚サ三寸以上ノ「セメント」「コンクリート」又ハ漆喰敲トナスコト但屎尿壺ニハ臭気ノ発散ヲ防クヘキ装置ヲ為スコト

一　便所ハ地盤ヲ高クシ雨水等ノ侵入ヲ防クヘキ装置ヲ為スコト

一　便所ノ外囲及屋根ハ瓦，石，煉瓦又ハ板ヲ以テ之ヲ作リ前面ニ踏石ヲ布設スルコト

一　便所及大便所ハ通路ニ沿ヒ高四尺以上ノ目隠ヲ設クルコト

一　大便所ハ高サ六尺五寸以上方三尺以上ノ構造ニナスコト

一　大便所ニハ戸及高サ壹尺五寸以上ノ床ヲ設ケ其ノ戸ハ自由ニ開閉シ得ヘキ装置ヲナスコト

第五条　便所成工シタルトキハ所轄警察官署ニ届出検査ヲ受クルニアラサレハ使用スルコトヲ得ス

第六条　便所ヲ廃止シタルトキハ七日以内ニ所轄警察官署ニ届出ヘシ

第七条　便所ニハ汲取人ヲ定メ其ノ住所氏名ヲ票記スヘシ

第八条　屎尿ハ満溢セサル前汲取ルヘシ

第十条　屎尿ノ汲取時限ハ自四月至九月午前七時自十月至三月午前八時ヲ過クヘカラス　但警察官吏又ハ衛生官吏ハ農業部落ト認メタル地域其ノ他必要ト認メタル場合ハ本条ノ制限ニ拘ラス屎尿ノ汲取ヲ認許スルコトヲ得

第十一条　屎尿運搬器ハ汚汁漏泄ノ虞ナキモノニシテ臭気ノ発散ヲ防クヘキ覆蓋アルモノヲ用ユヘシ

第十二条　屎尿運搬用ノ舟車牛馬及屎尿容器ハ警察官署ニ於テ定メタル場所ノ外繋留スヘカラス　但汲取中ハ此限ニアラス

第十三条　屎尿ハ本則第十一条ニ適合スル容器ニ入レタルモノヽ外舟積運搬スヘカラス

第十四条　本則第十条乃至第十三条ハ本則施行地ノ個人便所ノ汲取運搬ニモ之ヲ適用ス

第十六条　本則ニ違背シタルモノハ刑法第四百二十六条ニ拠リ処分セラルヘシ

第十九条　本則第十三条ハ明治三十四年十二月三十一日迄其ノ施行ヲ猶予ス

本規則の施行地域は岡山市をはじめ各郡内主要町村の合計60ケ所で（第2条），これらの指定地域に設置される街路便所の数は，同時に公布

36)『明治三十二年 岡山県統計書』巻之二，農商工之部（岡山県内務部第四課，1900年）21頁。

37)『山陽新報』1902(明治35)年1月7日，＜雑報＞「屎尿汲取の葛藤」。

38)『山陽新報』1901(明治34)年10月25日，＜岡山県公文＞。同紙，10月26日，＜岡山県公文＞。同紙，10月27日，＜岡山県公文＞。

された岡山県告示第287号[39]で定められ，例えば岡山市は68以内とされた（これにつづいて多いのが津山町の19以内で，その他の町村は2～10以内だが，かなりの地域が2～3以内である）。岡山市の別格ぶりがわかる。市町村が設置するのだが（第1条），街路便所に関する届出・認可・検査を受けるのは「所轄警察官署」に対してであり（第2・3・4・5・6条），なにごとにつけ警察が前面に押出されており（第10・12条），それは刑法適用に連動することで強権的支柱をもっている（第16条）。警察国家たるゆえんであり，その地方的表出である。

街路便所は飲料水から約5.5m以上離れて高い地盤に設置すべきとか，屎尿壺から滲出しないよう，その材料（うわぐすりを塗った陶器など）と周りの構造物（厚さ約9cmのセメントなど）について規定され，かかる材料や寸法の事細かい規定は大便所の戸や外囲りなど全体に及んでいる（第4条）。街路便所の屎尿は従来通り，その住所氏名が票記された汲取人により責任をもって搬出されるが（第7・8条），さらに個人便所の汲取人を含めた全般的な屎尿の汲取・運搬について強い規制が打出されている（第10・11・12・13条）。

すなわち，従来は制限時間がなく自由に出入りできていた汲取人に対し，春・夏期（4月～9月）は午前7時までに，秋・冬期（10月～3月）は午前8時までに汲取・運搬を完了せよという早朝型への時間設定がなされ，「屎尿運搬器」（いわゆる肥桶（こえたご）か）に必ず防臭用のフタをせよとか，屎尿運搬用の牛車・馬車・舟などを指定の場所以外にとめるなとか，仔細に規制を加え，しかも本規則の違反は第16条によって「違警罪」が適用され，2日以上5日以下の拘留または50銭以上1円50銭以下の科料に処す[40]ことをもってすると威嚇されたのである。

本規則は総じて，前の規則と比べ，より具体的な指示がなされ，厳重な取締となっている。とりわけ，暁方数時間という汲取・搬出の操業許可時間の極端な短縮は，いわゆる野壺の具合を見計い，家族労働力の配分や運搬手段の準備をし，農作業のあい間をぬい，昼間はもとより日没後の夜間作業すら行なってきた汲取人にとって，大打撃となるものだった。

例えば，岡山県下有数の人口密集地であった津山町（現津山市）の場合，次の如く報じられている。

「津山地方の農民は従来津山町の糞尿を汲取り以て其肥料に充て其代米として一ヶ年間に大便は十二三荷に対し玄米一俵，小便は其割金（ママ）〔合〕にて汲取契約をなせるが先般県令に依り糞尿汲取時間の制限を受けし結果各農民共非常に困難し或は他人を雇入れ遠くは二三里の行程を踏みて汲取らしめ夜を冒して到るも町家は尚ほ起床せざるものあり強ひて開戸を求むれば（ただ）舌に感情を害するのみか或は肯せざるものあり彼是する内制限時間を越ゆること往々是れある由なるが右は全く汲取人に対しては違反の処罰あるも町家には何等の制裁なきに基因するものにて独り農家の困苦するのみなれば早くも農民中苦情を唱ふるものあり或る一部の農民は之れを本県知事に陳情せんと凝議しつゝありと云ふ」[41]

施行され始めたばかりの本規則が及ぼした農民への深刻な影響を伝えてくれるものである。汲取人が農家を役畜と共に出発するのはまだ空に星の輝く頃だ。制限時刻までに作業をおえようと急ぐため自家労働では間にあわず他人を雇ったりもするから出費がかさむ。目的地まで片道8～12kmの場合だってある。距離が長いだけ全体の所要時間も多くなるから，制限時刻に喰い込む可能性が大きくなる。それを避けようとすれば，勢い時間を繰り上げて着手する。だが，早朝すぎて当の家人はまだ目覚めていない。戸を強く叩く。無理に起こされ怒る者，あげくに汲取らせようとしない者すらいるから，ただでさえ短い時間がどんどんなくなり，結局

39) 『山陽新報』1901(明治34)年10月25日，＜岡山県公文＞。同紙，10月26日，＜岡山県公文＞。
40) 刑法第426条。我妻栄編『旧法令集』（有斐閣，1968年）444頁。
41) 『山陽新報』1902(明治35)年1月23日，＜雑報＞「糞尿汲取に就て」。

は制限時刻をオーバーしがちとなる。責任はあげて農民に帰せられる。多労にして貧しい農民には違反の結果とかで課せられる数日間の拘留もしくは罰金も相当な負担であり，精神的苦痛も小さいものではありえない。寒気厳しい真冬の明け方前後が焦点になっていれば，なおさらのことである。

これでは農民の不満がうっ積しないはずはない。津山地方の農民は苦情をとなえたり陳情しようとしたようだが，県都岡山市周辺地域の農民はそのような比較的穏健な形では収まりそうになかった。　（未完）